

第45号議案

蒲郡市市税条例の一部改正について

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和5年6月16日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例

蒲郡市市税条例(昭和29年蒲郡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第34条の4第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第37条の2の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第39条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第42条第2項中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に改める。

第46条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び第3号中並びに同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第70条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第5条の2に次の1項を加える。

16 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第5条の3中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載

した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第12条中「若しくは第39項」を「、第39項若しくは第46項」に改める。

附則第16条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第25条の2を削る。

附則第25条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第25条の2とする。

附則第25条の6第3項を削る。

附則第26条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第70条第1号エの改正規定及び附則第5条第1項の規定（この条例による改正後の蒲郡市市税条例（以下「新条例」という。）附則第26条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の4第2項並びに第39条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第42条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第25条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第26条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに第5条第1項（新条例附則第26条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第37条の2の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の蒲郡市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第37条の2の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けべき蒲郡市市税条例第37条の2の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第12条の規定の適用については、同条中「、第39項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第39項」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第70条第1号エ及び附則第26条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の蒲郡市市税条例附則第25条の2及び第25条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第25条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境

性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

第 4 5 号議案資料 (3-1)

改正内容

1 個人市民税

- (1) 森林環境税を個人市民税の均等割と併せて賦課徴収することとする。
[改正後の第 3 9 条第 3 項並びに第 4 2 条第 2 項、第 4 4 条第 1 項及び第 4 7 条の 2 第 1 項]
- (2) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除することができなかつた金額等を森林環境税に充てることのできるものとする。
[第 3 4 条の 4 第 2 項、第 4 7 条第 2 項及び第 4 7 条の 6 第 2 項]
- (3) 扶養親族等申告書の記載すべき事項が前年から異動がない場合は、記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申告書を提出することができるものとする。
[改正後の第 3 7 条の 2 の 2 第 2 項から第 6 項まで]
- (4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例を令和 8 年度まで 3 年間延長する。
[附則第 1 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項]
- (5) 地方税法施行規則の改正により特別徴収税額の納入書の様式が新たに追加されたことに伴う規定の整理を行う。
[第 4 6 条]
- (6) その他字句の整理を行う。
[第 3 9 条第 1 項、第 4 4 条第 2 項及び第 3 項、第 4 7 条第 1 項、第 4 7 条の 2 第 2 項並びに第 4 7 条の 6 第 1 項]

2 固定資産税

- 令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間に長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る翌年度の固定資産税額について、3 分の 1 に相当する金額を減額する特例措置（わがまち特例）を導入する。
[改正後の附則第 5 条の 2 第 1 6 項及び第 5 条の 3 第 9 項から第 1 1 項まで]

3 都市計画税

- バス事業者が、地域公共交通の確保に取り組みつつ E V バスを導入するために充電設備等の償却資産を取得した場合に、当該充電設備等の用に供する土地に係る都市計画税の最初の 5 年間価格を 3 分の 1 とする特例措置を導入する。
[附則第 1 2 条]

第 4 5 号議案資料 (3-2)

4 軽自動車税

- (1) 特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）の種別割の税率については、3輪以上のものであっても年額2,000円とする。

[第70条第1号エ]

- (2) 自動車メーカーの不正により生じた環境性能割及び種別割の納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合を35%（現行：10%）に引き上げる。

[改正後の附則第25条の2第4項及び附則第26条の2第3項]

- (3) 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された一定の3輪以上の軽自動車に係る環境性能割の臨時的軽減措置の規定を削る。

[改正前の附則第25条の2及び第25条の6第3項]

5 施行期日

公布の日。ただし、次の(1)から(3)までについては、それぞれの期日とする。

- (1) 4(1)の改正規定及び6(4)アの規定（4(2)に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 1(1)、(2)及び(6)並びに4(2)の改正規定並びに6(1)ア並びに(4)ア（4(2)に係る部分に限る。）及びウの規定 令和6年1月1日
- (3) 1(3)の改正規定及び6(1)イの規定 令和7年1月1日

6 経過措置

- (1) 市民税に関する経過措置

ア 5(2)に掲げる規定による改正後の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

イ 改正後の1(3)の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与について提出する申告書について適用する。

- (2) 固定資産税に関する経過措置

この条例による改正後の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

第 4 5 号議案資料 (3-3)

(3) 都市計画税に関する経過措置

ア イに定めるものを除き、この条例による改正後の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

イ この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における3の規定の適用について、必要な読替規定を設ける。

(4) 軽自動車税の経過措置

ア 改正後の4(1)及び(2)の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

イ 4(3)に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

ウ 改正後の4(2)の規定は、5(2)に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用する。